

平成23年第10回稲城市教育委員会定例会

1 平成23年10月24日、午前9時30分から稲城市役所6階603会議室において、平成23年第10回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野	好江
稲垣	弘子
城所	正彦
小島	文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

指導室長	千葉	正法
学校教育課長	松本	葉子
指導主事	細谷	俊太郎
学校給食		
共同調理場所長	小川	三男
生涯学習課長	伊藤	徹男
体育課長	吉野	正明
文化センター課長	秋和	広子
図書館長	宮崎	光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎	健
学校教育課庶務係	風間	浩子
学校教育課庶務係	市村	由紀

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第34号議案
「平成23年度教育費補正予算案（第6号）の提出について」
- (5) 日程第5 第35号議案
「稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針について」
- (6) 日程第6 協議事項
- (7) 日程第7 報告事項

委員長 　ただ今から、平成23年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
はじめに、本日は伊勢川委員より欠席する旨の届け出がありますのでご報告申し上げます。

　なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により在任委員の過半数が出席しておりますので、本会を開催いたします。

委員長 　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3　「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

〔 教育行政報告 〕

学校教育課長 　1. 台風15号による学校施設への被害状況について
2. 第1回稲城市立学校適正学区等検討委員会の開催について
3. 平成23年9月分不登校による欠席児童・生徒数について

指導室 　1. 担当者事業について
2. 交流事業について
3. 推進・連携事業について
4. 学校訪問事業について
5. 研修事業について
6. その他について
7. 教育相談所関係について
8. 教育センター関係について

学校給食
共同調理場 　1. 第4回食物アレルギー対策専門部会について
2. 学校給食辞退届について
3. 平成23年度4月～9月　給食調理数について

生涯学習課 　1. 社会教育委員関係について

2. 社会教育活動の振興について
3. 青少年委員関係について
4. 青少年指導者養成事業について
5. 芸術文化活動の振興について
6. 成人式について
7. 文化財の保護と普及について
8. 生涯学習推進事業について
9. 学校施設コミュニティ開放事業について
10. ふれんど平尾運営事業について
11. 放課後子ども教室支援事業について

体 育 課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 市立公園内運動施設管理運営について
3. スポーツ教室について
4. 体力づくり運動推進事業について
5. 国体関係について
6. その他

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i プラザの主な主催事業の実施状況について
5. 平成23年9月文化センター課利用統計について

図 書 館

1. 市立図書館主催事業について
2. 中央図書館主催事業について
3. 分館主催事業について
4. 城山体験学習館の主な事業について
5. 学校・地域との連携について
6. 視察について
7. 緊急雇用対策事業について
8. 図書館の利用状況について

委 員 長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第34号議案「平成23年度教育費補正予算案（第6号）の提出について議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長

本案につきましては、平成23年度教育費予算について補正をする必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長、指導室長、体育課長、文化センター課長、図書館長より順次説明いたします。

学校教育課長

それでは、平成23年度教育費補正予算（第6号）のうち、学校教育関連の詳細説明を申し上げます。学校教育課の議案概要説明書をお開きください。

今回の補正では、大きく3点の内容を予定しております。1点目は、経済対策事業として、市内小中学校において緊急性があり、地域経済の活性化につながる修繕、工事を行うなどの予算です。工事では、プール防水等改修工事として、小学校では稲城第二小学校及び稲城第七小学校のプールの改修工事、合計で小学校は3,017万7,000円、中学校は931万2,000円の補正を予定しております。

また、修繕につきましては、児童・生徒の安全確保、危険回避のために緊急性が高いものとして、防犯錠の修繕、窓ストッパーの設置など、小学校5件、253万6,625円、中学校2件、113万6,100円。

また、施設の維持管理上、早急に補修する必要があるものとして、屋上防水漏水修繕、間仕切り修繕など、小学校15件、915万443円、中学校6件、1,418万4,724円。

さらに、学校運営上、早期に改修する必要があるものとして、昇降口スロープ改修、防犯カメラ修繕など、小学校6件、312万8,910円、中学校5件、872万607円で、修繕の合計予定額が小学校1,481万6,000円、中学校2,404万1,000円となります。

2点目といたしまして、第35号議案に関連する部分でもございますが、長峰小学校に知的の特別支援学級の固定級を開設するための経費でございます。市内における就学相談件数、児童生徒数の増加を背景に、現在も三小、平尾小で開設している知的の固定級の人数が増えておりますので、24年4月から長峰小学校にニュータウン地区初の知的障害の固定学級を設置するための経費でございます。

工事費といたしましては525万円、消耗品関連では39万円、委託料では11万4,000円、初度備品といたしまして146万円を予定しております。

また、3点目といたしまして、小中学校の普通教室の空調設備設置工事に関する歳入の減額補正でございます。これは細かく見ますと、国の補助金の補正と都の補助金の補正がございまして、国の補助金の補正に対しましては、今現在、震災の影響などもございまして、国庫補助の採択の見通しの通知を得られていないことから、当初予算で予定しておりました小学校の国庫補助分、6,924万2,000円、中学校の国庫補助分、2,772万円について、皆減とする内容となっております。

また、東京都の補助金につきましては、普通教室だけを当初予定していたところですが、その後、制度の詳細が明らかになる中で、少人数指導学級なども対象になるということが判明いたしましたので、当該部の補助にかかる額を増額補正するものでございます。小学校につきましては99万7,000円、中学校につきましては456万3,000円の増額となります。それらを相殺しまして歳入のトータルでは、9,104万2,000円の減額となります。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

次に、指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、補正予算案の第6号について、ご説明します。

本事業は、国の事業でございます、学校と家庭の連携推進事業委託金ということで、昨年度の時期に修正を申し込みいたしまして、本来であれば、この4月からこの事業を開始するところでございますけれども、東日本大震災の影響を受けまして、ここで事業の補助の概要、また、実施についても具体的にになってまいりましたので、補正予算ということで補正をして、実際にはこの24年の1月から3カ月間で活用できる範囲ということで、今回、補正予算に計上するものでございます。

具体的には、いじめであるとか不登校であるとか児童虐待など、生活指導上の困難を、学校だけでなく、学校と家庭や地域と一体になって解決を図るために、特に家庭と子どもの推進員という人材の派遣、それから、スーパーバイザーということで、地域や学校に対するアドバイスのできる人材の派遣、大きく分けますと、この二つが事業内容ということになっております。

前者の支援員につきましては、総額で60万円と計上しております。5校程度を見込んでおりますけれども、この5校につきましては、実際に即して、概要的に考えております。それから、スーパーバイザーにつきましては、3万9,000円ということで計上しておるところでございます。

これについて、今年度は全額補助事業ということでございますけれども、2年目以降については市で3分の1負担するという補助事業ということになっておりますけれども、ぜひ学校と地域・家庭が連携して、特に、このところ不登校であるとか、それから児童虐待というようなことで、学校だけでは解決できない、家庭と地域、様々な関係機関が一体となって解決を図らなければならない課題が出てきておりますので、そういうことに資する事業として、有効に活用していきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

体育課長 それでは、体育課の補正予算案について、ご説明をいたします。

議案概要説明書をお開きください。体育課のスポーツ広場の修繕でございます。3点の案でございます。南多摩スポーツ広場多目的広場、こちらは南多摩水再生センターの処理場の隣の施設でございますが、そちらの搬入路の階段がさびてしまったというものでございます。平成14年度から使用許可を受けまして、10年経過しておりまして、非常に今、老朽化も進んでいるという中で修繕するというものでございます。次に、同施設のちょうど横にサッカー場がございますが、そちらのフェンスが、この台風10号によりまして、5mのフェンス及び1.8メートルのフェンスが転倒してしまいました。非常に危険な状態ということで、そちらのほうの修繕をしたいというものでございます。また、平尾にございます第3スポーツ広場のテニスコート側の土留めが、こちらのほうがかなり経年劣化がひどく、土の流出が始まりました。施設自体の影響があるということで、緊急の対応をしたいと思っております。以上の施設につきまして、利用者及び歩行者の安全性を確保するためにも、今回、緊急経済対策を活用し、

社会体育施設管理費修繕料を601万3,000円の予算要望をするものでございます。
以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
次に、文化センター課長、よろしくお願いいたします。

文化センター課長 では、お手元の議案概要説明書に従って説明申し上げます。
平成23年度教育費補正予算案（第6号）でございます。文化センター課所管の分につきましては、円滑な事業運営と市の経済対策のための補正でございます。現況の備品の不具合及び備品の不足等を解消し、円滑な事業運営を行うため、また、緊急経済対策としての補正でございます。
児童館につきましては、備品購入費で23万8,000円。学童クラブにつきましても、備品購入費で14万9,000円。公民館費につきましては、備品購入費といたしまして14万9,000円。文化センター課所管の合計、192万9,000円の備品購入費を計上するものでございます。
以上です。

委員長 ありがとうございます。
最後に、それでは、図書館長、お願いします。

図書館長 引き続き、議案概要説明書をご覧いただきたいと思います。
まず、概要でございます。平成23年10月18日、故川崎教育部長のご遺族であります川崎盛吾氏から次のとおり寄附の申し出があり、これを受け入れることとしたので、歳入歳出の補正予算を計上させていただくものでございます。
内容につきましては、寄附金として10万円。寄附目的は図書購入ということで、図書館のほうで補正予算を計上させていただいております。
以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。稲垣委員どうぞ。

稲垣委員 補正予算の中学校と小学校の冷房化緊急支援特別事業補助金ということで説明いただきまして、小学校が99万7,000円。議案概要説明書の3枚目です。中学校分の補正補助金として456万3,000円ということで出ておりますが、単純に考えますと、今、小学校が11校あって、中学校が6校ということですが、これは費用が中学校の方がかなり大きくなっているというのはどういうことなのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 当初予算では普通教室分ということで、小学校につきましては169教室、中学校については62教室の予定をしておりました。実際、25年度までには、小学校はトータルでは1学級減る予定でございますので、168教室ということでございますが、その他に、少人数指導教室についても対象になるということで、その少人数指導教室に当たるものが小学校ではトータルで15学級に対し、中学校では13学級あるということ、また、あとは個々の工事費が若干違うというようなこともございまして、計算を改めていたしましたところ、このような金額の予算計上になるということがわかりました。

稲垣委員 わかりました。

委員長 いかがでしょうか、他には。城所委員。

城所委員 指導室関係でお伺いしたのですが、いわゆる連携推進支援員についてですが、この予算の内容を見ると、実施は5校ということになってはいますが、この辺の選任の仕方はどういうふうを考えられているのでしょうか。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 これにつきましては、主に稲城市での不登校の解消であるとか、虐待への対応を強化するというようなこともありますので、そういった課題が、一昨年度だとか、このところ傾向としてある学校ということで考えております。ただし、おしなべて、市内の学校はお陰さまで、今、非常に落ち着いた状況でございますので、校内暴力であるとかですね、授業が荒れているというような対応ということでは想定をしておりませんが、抑止をしていくという意味で、開発的な活用を考えているところでございます。

具体的には、今後、学校については選定をしていきながら、その学校の必要に応じて、3学期の間という短い期間になってしまいましたけれども、次年度に向けての適応なども十分に図れるような活用をしていきたいというふうに考えております。

城所委員 引き続き、スーパーバイザーは1人ですか。

指導室長 スーパーバイザーも、学校により人選を変える、課題によっても変わってくるかと思っておりますけれども、比較的広い範囲でご指導やご助言をいただけるような方がいらっしゃれば、お1人の方で。また、特定の課題について必要であれば、臨機応変にというようなところもございます。

城所委員 わかりました。

委員長 他にいかがでしょうか。教育長。

教育長 小中学校の普通教室の空調の関係でお聞きしたいと思います。今回、国庫補助金を取り下げることについてですが、その見込みがないということ取り下げることですが、そういう意味では、ある意味、ここで諦めるということでしょうけど、今まで動きがない中でここで取り下げというと、議会でどう言ってくるかとか、心配な部分もあるのですが、何か根拠があつてのことでしょうか。取り下げるのは動きがないからというあきらめの境地なのか、何か動きがあつての話なのか、そここのところの確認をさせてください。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 こちらの補助金につきましては、昨年度のうちに事前の調査がまいりまして、手を挙げている自治体について、翌年度、補助金がその中から決定されるというのが通常の流れでございます。今年については、震災の影響もあり、学校環境整備の交付金についての再度の調査が例外的にございました。その段階で、本市は、逆に、空調について今年の当初予算で中学校の空調の工事費、それから、小学校については当初の補正予算という形で工事費を計上いたしましたので、その分について新たに手を挙げるといふ、追加をさせていただいたところでございます。

その後、採択の見込みについての通知が国から該当市に示されたところです。その採択見込みが、現時点では稲城市の空調の工事費が入っていない、工事費に係る補助金の分が含まれていないという状況です。今後について、一切採択されないのかどうかということは、今の時点では明らかにされていないと。今後、国も補正予算というような、どんな形でどの段階で採択されていくのかということも、当然、未定な訳でございますし、稲城市として、これは完全にあきらめたということもございません。取り下げの手続をするわけでもないです。仮にこの補助が受けられないということになった場合には、財源として起債を庶務分布の方で考えていきたいと思っております。その起債に挙げるには、補助の予算で計上してあるものについては基本的には起債に載りませんので、この辺の財源整備を、この空調以外にも、同様の事情で、震災の影響でやはり補助が受けられない消防の事業などもある中で、あわせて整理をしておきたいという、これは財源面での市長部局における事情があるということで、今回、補正予算という形では減額をさせていただきました。

教育長 わかりました。ということは、じゃあ、仮にその分の起債を市当局の方で計上しているということですね。

学校教育課長 いつの時点かはわかりませんが、していくということです。

教育長 わかりました。

委員 長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

じゃあ、私の方から、先程の教育費のほうです。指導室長のほうからの説明なんですけど、連携支援員配置ということですけど、具体的にはどのような方々が該当して、稲城市としては考えていくというお考えなんですか。

指導室長 具体的に想定しておりますのは、ちょっと欲張っておりますけれども、学校の状況や地域の実情をわかっていらっしゃる方ということで、例えば、警察官や、児童・生徒の様々な周辺でこれまでご支援していただいているOGの方々などを想定して入っていただくというふうに、今、考えております。

委員 長 ありがとうございます。他にはいかがですか。よろしいですか。

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより、第34号議案「平成23年度教育費補正予算案（第6号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第35号議案「稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、本市において、今後も就学相談件数、児童生徒数の増加が見込まれることを踏まえ、特別支援教育を一層推進する必要があることから、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長 それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針の概要につきまして、説明申し上げます。

平成19年4月の学校教育法の改正により、従来の心身障害児教育につきましては、障害等により教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対する学習上または生活上の困難を克服するための教育として、特別支援教育への転換が図られました。東京都におきましても、昨年11月に特別支援教育推進計画第三次計画が策定され、特別支援教育の推進に関し、特別支援教室など、新たな施策の展開が示されたところです。

稲城市教育委員会におきましても、稲城第三小学校、平尾小学校及び稲城第

一中学校において実施してまいりました知的障害の特別支援の固定学級に加え、平成19年度には向陽台小学校に情緒障害等の通級指導学級を、また、平成20年度には同校に言語障害の通級指導学級を、更に平成22年度には稲城第一中学校に自閉症・情緒障害の固定学級を開設し、市内における特別支援教育の拡充を図ってきたところですが、市内における特別支援学級の種別が拡大する中で、特別支援教育に関する理解が広がったことや児童生徒数の増加などを背景に、就学相談の件数が平成18年度の24件から平成22年度には40件と66.7%増加して、在籍・通級者数の総数も18年度の35人に対し、現在は93人と160%増加しています。また、市内に所信表明による(仮称)発達障害者支援センターの設置が予定されていることなどから、今後は発達障害に対する相談件数が大幅に増加することが予測されます。

このような状況から、教育委員会として、市内小中学校における特別支援教育のさらなる推進・拡充を図る必要があるものとして、今回、基本方針を策定しようとするものです。基本方針の内容は、大きく3点となります。1点目に関しましては、私、学校教育課長から。2点目及び3点目に関しましては、教育部参事からの説明とさせていただきます。

1点目といたしまして、特別支援学級の設置校の分散による規模と配置の適正化です。

現在、知的障害の固定学級は、稲城第三小学校が3学級25人、平尾小学校が2学級10人、稲城第一小学校が2学級13人、稲城第一中学校の自閉症・情緒障害の固定学級が1学級4人となっています。また、通級指導学級には、向陽台小学校の情緒障害等に3学級26人、言語障害に1学級15人が通級しております。

今後も、(仮称)発達障害者支援センターの設置が予定されていることや、児童生徒数の増加も続くことなどから、何らかの特別な支援を必要とする児童生徒数の増加が見込まれる中、小学校ではニュータウン地区に知的障害の固定学級と自閉症・情緒障害の固定学級を、ニュータウン地区に情緒障害等の通級指導学級を、中学校では、ニュータウン地区に知的障害の固定学級を設置するとともに、通級者の実態を踏まえ、現在、稲城第一小学校に設置している自閉症・情緒障害の固定学級をニュータウン地区に移設し、既存地区には情緒障害等の通級指導学級を設置することにより、運営面での適正規模の確保に努めるとともに、通学しやすい配置とし、計画的に基盤の整備を図っていこうというものでございます。

この基本方針に基づき、直近では、平成24年4月からニュータウン地区の長峰小学校に知的障害の固定学級を開設していくことに伴いまして、先程、補正予算のほうで関係経費を計上させていただいたところでございます。長峰小学校への学級開設に向け、今後、希望者の把握等を行い、東京都から教員の配置を得る必要などがございますので、一般への周知につきましては、小学校1年から5年生までの児童と幼稚園、保育所にお子さんが通所、通園する保護者に案内を配置いたしますとともに、11月1日号の広報の方に記事を掲載して

まいりたいと考えております。また、11月10日には、長峰小学校において入級、見学希望者への説明会を予定しております。

福祉文教委員会につきましても、今回の基本方針が決定されました段階で、あわせて報告をしてまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
2番、3番について、お願いいたします。

指導室長 それでは、引き続き、2番と3番について、担当のほうからご説明いたします。今のご説明にあったとおり、今後、市内に、適正な配置に向けて、特別支援学級の整備が図られるということになります。既に指導室には、特別支援教育コーディネーターということで、全校に配置されているコーディネーターを支援したり、助言したりという立場、また、各学校に特別支援教育指導補助員ということで教員を補助したり、児童生徒が何かクールダウン化しているときには、寄り添ってそのお子さんの指導をする、補助をするというような者を配置してきているところでございます。あわせて、特別支援学級や通常の学級において、肢体不自由などで更衣であるとか学習などにおいて簡単な支援が必要な方につきましては、特別支援学級等介助員ということで、それぞれ人材を充てているところでございます。今後、特別支援学級を新設、また、増設をされていきますと、特に特別支援学級では、指導の内容であるとか指導の方針等が、やはりどの学校に行っても、ある程度、同一のレベルで指導が受けられて、その効果・成果が上がるというようなことが非常に重要なことになってくるかと思っております。その上で、指導の内容の研修であるとか教員の配置などについても、今後、ベテランの教諭と若手の教員が十分バランスよく配置できるような工夫をしていかなければならないというふうに捉えております。

併せて特に（仮称）発達障害者支援センターというようなことの福祉部門での設置と合わせて、就学相談、特に就学前期間、幼稚園や保育園ですね、養育機関などと連携を強化して、保護者の方があちらでもこちらでも同じ話を質問されて、何度も何度も説明しなくちゃいけないというようなことを改善するとともに、お子さんの就学前の要請についても十分把握した上で、それを小学校の適正な就学に向けて支援をするとともに、学校へも情報提供していくというようなことが必要になってくると思っております。それに向け今後、学校や必要に応じては園の巡回であるとか、また、その場において指導助言を強化するというような必要から、統括指導主事を配置して、就学相談員、例えば、特別支援学級の設置校の経験のある校長先生なら校長先生、管理職のOBの方々であるとか、そういった方々の活用をさせていただいて、学校の支援ができるように進めていくことが重要であるというふうに考えております。

また、併せて先程申し上げた就学相談という機能では、これまで教育相談所の中で特別支援学級のお子さんの相談も受けてきた背景もございすけれども、

今後につきましては、特に教育センターに就学相談についての拠点をきちんと確立をして、そこが一貫した特別支援教育についての支援を、仮称であります発達ママ支援センターと連携を図りながら、一貫した支援を行っていくというようなことが極めて大事であるというふうに考えているところでございます。そのためにも、これまであります教育相談、就学相談に関する組織等を再編・整備ということも、今後の検討課題として、専門性のある職員や学校の元管理職の方々など、配置をして、整備・充実を図っていきたいので、今後考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 中学校の自閉症・情緒障害の固定学級の移設に関してなんですけれど、今、稲城第一中学校に設置されておりますが、これをニュータウン地区に移設するという件ですけれども、稲城一中にできたのが平成22年に設置したばかりということで、せっかく通い始めた子ども達の環境が変わることについて、保護者の不安もあるかと思えますけれども、その辺の適切な対応というのが必要になってくると思いますが、その辺をどういうふうに対応なさるつもりでいらっしゃるのかということ伺いたいことと、もう一つは、設置校が色々、障害によって必要な支援というものも違ってきますので、それで設置校が分散されているということもあるんですけれども、これを拠点として集中させたほうが、教員同士の研修なども研鑽などもしやすく、協力体制もできやすいのではないかと思います。その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、伺いたいです。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 まず、私の方から全体的なお話をさせていただいて、もし補足がありましたら、指導室長のほうからお願いしたいと思います。

まず、一中に設置した学級は平成22年度で、平成22、23、24と、この3年で、最初に入學されたお子さんは卒業を迎えられるというタイミングがでございます。今回の基本方針を受けまして、当初予算を計上し、平成25年度の移設を予定していることから、24年度の当初予算のほうには工事費等を計上していく必要があるというふうに考えておきまして、それが明確になった段階で、24年度1年間かけて保護者への説明などを行い、適切な対応を図っていきたくて考えております。

なお、この分散するということについては、確かに集中することで教員同士の協力などがしやすいという側面もあるかとは思いますが、学級編成の

立場から申しますと、規模が大きくなると、どうしてもそこに一極集中するというので、例えば、年度途中で児童生徒数の増があった場合に、年度の中では、当然、教員の配置は得られませんし、施設の改修なども難しいというような側面がございます。特別な支援が必要なお子さんですので、お1人お2人、そういうお子さんが増えた場合であっても、やはり普通学級における1名2名の増とは意味合いが違ってきて、教員への負担というのも大きくなるという側面も非常に懸念されることがあるということで、できれば分散をさせていく中で、適正な規模の確保というのを考えていく必要があるというふうに考えるものでございます。

委員長 ありがとうございます。よろしいですか、他には。
指導室長。

指導室長 特に指導面ということで申し上げますと、なるべく保護者の方のご不安を軽減するためにも、稲城市教育委員会としての方針を早目に明らかにして、ご周知申し上げるといことが非常に重要だというふうに捉えております。また、そういった情報と合わせて、なるべく環境の変化が少ないように、例えば、教員の配置を配慮するであるとか、施設のほうを考慮するであるとか、そういったことも準備が必要かと思っておるところでございます。

また、知的障害のお子さんと情緒障害のお子さんの指導、現在は第一中学校におりますので、共同での学習などで成果を上げている一方で、保護者の方からはその指導について、知的障害のお子さんと色々指導が混在する場合がありますので、情緒障害のみの知的障害のないお子さん、もしくは比較的軽い障害のお子さんについても指導を充実するように、いわゆる要望もいただいているところでございます。そういったことも今回の計画の中ではきちんと整備をして、指導内容についてさらに充実する方法を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ありがとうございました。
学校教育課長。

学校教育課長 教員の指導のお話ではないのですが、通わせるお子さんをお持ちの保護者の方からすると、ある程度以上ニーズがいて、学級が単独設置できるのであれば、より近場に学校があったほうが、通学面の安全ということが非常に大きな問題ですので、そういった部分でも、分散することによって解消されるという側面も非常に大きな利点と考えております。

委員長 ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。
城所委員。

城所委員 議案提案の内容のご説明で、基本的に就学相談件数とか特別支援学級が増加する傾向にあるというのは十分よくわかりますが、今後、具体的にどのくらい増加すると、この教育委員会で考えているのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 就学相談件数につきまして、先程、平成22年度で40件と申し上げました。現在、特別支援学級、それから、特別支援学校等に通っている児童・生徒数というのが、全体の約1.7%、合計で132人となっています。

稲城市単独での調査というのは行っていませんが、以前、平成14、15年ごろに国で行われた結果で、何らかの特別な支援が必要と見込まれるお子さんが、全児童生徒数の6.3%である。東京都の調査では4.4%という。調査によって若干数値も違うわけですが、こういった調査結果も出ているところです。

現在の1.7%、約2%という数値と比較いたしますと、2倍から3倍近くということですのでございますので、将来的には、この差に当たる2%から4%の部分が相談等にかかってくる可能性があるということに照らしますと、件数で申し上げまして、今の倍としましても80件近く。児童数、生徒数といたしましても、現在、132人のうち、都立を除きますと93人ということですので、180人近くとなることも考えられるということからいたしますと、現在、6カ所、種別でやっている学級ですけれども、これを倍程度にすることで、1カ所2学級程度の規模として適正規模を確保していくということが必要と考えられます。

委員長 城所委員。

城所委員 大体、その具体的な数字、見込みというのはよくわかりますが、具体的に、今度特別支援学級を増設というか、増加させるに当たって、今までのようなクラス体系ではなかなか難しいと思いますが、大体1学級何人ぐらい、また、その先生は何人ぐらい配置するか、その辺のお考えはあるのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 私のほうから学級編成のことで申しますと、東京都の基準で、固定学級については小学校で8人まで、中学校も8人までということで1クラスの編成となります。それから、通級指導学級については、これは種別によって若干人数が違ってはいますが、情緒障害等については小中とも10人まで1学級、それから、言語障害につきましては小中ともに20人まで1学級ということとされております。

教員の配置につきましては、指導室長の方からご説明します。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 教員の配置につきましては、1学級規模が確保できれば2名、2学級になれば3名ということでございます。

ただし、非常に人数が少ない場合、例えば、お子さんが2人しか来ないという場合には、東京都の場合には少人数の学級ということで、教員は1名の配置にしかならないという規定がございますけれども、稲城市の場合にはそれをクリアした学級編成ができておりますし、今後も変わらないのではないかとこのように考えております。

委員長 ありがとうございます。

委員長 いかがでしょうか、ご質問等は。
城所委員、どうぞ。

城所委員 それで、計画的に基盤の整備を図るという部分もよくわかりました。また、具体論になってしまいますが、今後何年度にどこに設置するというような案はお持ちでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 具体的には、相談の状況などを見ながらの設置ということになりますので、あくまでもこれは現時点における想定ということですが、先程の基本方針のニュータウン地区、既存地区というような区分けの中で考えておりますと、教室の空き状況なども踏まえまして、平成24年度にまず長峰小のほうで知的の固定級の方を設置いたします。それから、25年度ころに第五中学校のほうに知的の固定級、自閉症・情緒障害等の固定級のほうを開設していきたいと考えております。また、平成26年度頃に、今度は既存地区では、通級指導学級として、情緒障害等の通級指導学級を小学校に設置するとともに、中学校のほうにも第四中学校に情緒障害等の通級指導学級を設置してまいりたいと考えております。また、平成27年度頃には若葉台小学校のほうも児童数が大分減ってまいりますので、情緒障害等の固定学級を設置できたらと考えております。さらには、状況を見ながら、今度、改築をいたします稲城第一小学校のほうに情緒障害等の通級指導学級を設置していけたらと検討しているところでございます。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

教 育 長 東京都の特別支援教育推進計画ですか、これについてお聞きしたいと思えます。このリード文にも、新たな施策の展開が示されているところですがありますけれども、全ての学級に特別な支援を必要とする児童生徒がいるという考え方にに基づきまして、通級指導学級のあり方を見直すといっておりますが、一つ目は、そのポイントについてお伺いしたいということです。2点目として、三次計画との関係について、この基本方針の中ではどのように検討されているのかということをお聞きいたします。

委 員 長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 東京都の第三次計画について、ポイントをご説明申し上げます。この第三次計画につきましては、平成22年度に東京都で策定したものでございますけれども、大きく分けて、都立の特別支援学校の配置の改善。これについては、例えば、稲城市でございますと、都立桜ヶ丘学園です。以前は、肢体不自由のお子さんが通う特別支援学校でございましたけれども、今は知的障害のお子さんもあわせて通う学校ということで、いわゆる肢体不自由のお子さん、知的障害のお子さんが通う学校として、併置校という、あわせて二通りの障害種別に対応する学校ということで統合された部分がございます。こういった制度を都内で進めていくというのが、一つは都立特別支援学校向けの第三次計画です。それから、あわせて区市町村立の特別支援学級につきましては、これまでの指導体制をより一層充実する、また、一貫した指導をできるように改善するというような点が強調されるところでございますけれども、具体的に、行政として整備をしていかなければならないところの一つとして、いわゆる発達障害のあるお子さんが通常の学級で学ぶ、例えば、ADHDであるとかLDであるとか、そういったお子さんについて、各学校に在籍した状況で、先生が学校を訪問して指導するというようなことで、その場の整備を、今後、稲城市の他の学校でも平成28年度という目途を持って進めていくということになっていると思われま。

これにつきましては、今までは主に通常の学級から週1日程度、通級指導学級にお子さんが通って指導を受けてきたという経過がございますけれども、今後は必要に応じて、通級指導学級からお子さんの在籍している学校に先生が通級指導学級から出向いて指導する。これにつきましては、例えば、これまで通級に通っていたお子さんについては、その1日に受けた授業があるけれども、受けられない。通級指導学級に登校、下校する時間がやはりどうしてもロスになるというようなことが課題でございました。ですので、今後は、例えば、1日の授業の中で、先生が来て1時間授業を受ける。また、必要に応じて、放課後であるとか、そういった時間に授業を受けるということで、在籍校の授業など最小限にとどめて、指導が受けられるという支援体制を構築することが重要になるかと思えます。

ただし、稲城市におきましては、既に小学校に相談員を配置して、その相談ができる場を、既に各小学校、中学校の中に作っていますので、そういったところを活用する中で、第三次計画の中では特別支援教室という言い方をされて

おりますけども、通級の先生方が各学校を巡回して、指導する場の確保については比較的行きやすい状況になるのではないかというふうに捉えてございます。主に大きく都立学校ですとか、区市町村立学校について申し上げました。

委員長 ありがとうございます。

私の方からも、すみません、今の説明で色々なことがよくわかってはいたんですが、今後、やはり学級数が増えるということ、それと特別支援教育事業の充実を図るために、障害の種別において指導を行うというようなことが重要だというふうには思いますが、先生方、それから、子ども達に対して、今後、どのような対応をしていくのか。特に知的、発達障害等から情緒、それぞれの中で、今、都の方の先生方が通級のほうに来てくださるというふうな状況ではあるんですけど、やはり普通学級の担任をしている先生方についても、そのところについてきちんとした理解が必要になってくるだろうというふうに思います。その辺りの研修も含めて、先程、色々な研修をとられていますけれども、ご説明をいただけたらというふうに思います。お願いいたします。

指導室長。

指導室長 これまで特別支援教育、その前は障害児教育という部分でございまして、この歴史はやはり知的障害のお子さん方の指導をどうするかということを中心に置きながら、指導の充実を学校教育の中で図ってきた。特に公立の小中学校の中で図ってきたという経過がございます。

そういった点で、今後、知的な障害ニーズの予定がない、もしくは、比較的少ないけれども、情緒的な安定、また、将来、就労や自立をするために指導をしていくというようなことがやはり情緒障害のお子さん方にとっては非常に重要なことだというふうに捉えております。ただし、学校教育の中で、そういった指導の歴史が比較的浅くて、様々なノウハウ、実績も少ないというところが現状でございまして。ですので、教員にそういった専門的な研修を受けさせるということが、今後、指導面では特に重要だろうというふうに捉えております。

ただし、以前と比べまして、例えば、教員養成の段階でも、特別支援教育について基礎的なことは皆さん学生時代に学んで教員になっているというようなところは以前とは大きく変わってきているところでございますので、これからはつきましては、特別支援学級の担任の先生以外の先生について、特別支援教育については稲城市でも既にそういった研修を行っておりますけれども、より一層、専門的な見地から、子ども達の指導ができるようにというようなことを重点に研修をまた再構築していく必要があるというふうに捉えております。

そのためにも、専門性のある指導主任であるとか、専門機関等々と連携しながら、その充実を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

現時点での就学指導委員会、または就学相談委員会等での今までの検討の中

から出てくるだろうと思いますが、現状の課題はどのように捉えているのでしょうか。

学校教育課長。

学校教育課長　　これまで、就学相談委員会等を通しまして、あるいは保護者の方からのお声も含めまして、私どもが課題と考えているものが何点かございます。

まず、申込みの段階において、例えば、どちらに相談にかかればいいのか。就学相談なのか、それとも、一般的な教育相談なのかといったことが非常に判断が難しいということでもあります。既存の中で特に課題なのは、現在、学校教育課でこの就学相談を担当していますが、専門職がおりませんので、一般事務職員がご相談に見えた方のお話を伺うということになります。どうしてもその場の事務職だけで判断がつかない場合が出てきて、結局、指導室に配置されている先生方にお声を掛けて、一緒にお話を聞いていただくように連携といえは聞こえはいいですが、事実上はいらっしゃらないときに窓口にお見えになることもあるわけで、そういった場合のご相談への対応というのが非常に苦慮する場所があるということです。また、保護者にとっても、せっかく市役所へ来たのに満足いくアドバイスが何も聞けなかったというような不満を持たれるということもございました。

また、今度は申し込み後、判定会議というのを見学していただいたり、いろんな手続を終えた後に、判定会議を行うまで、一般的な就学相談というのは、申込み後、面談や学校訪問を行っていただいて、学校見学、体験入学などを経て、医師、心理士の面談を行い、検討会議にかけて、結果の報告を受け、保護者の意思はどうか教育委員会側で確認して、最終的に転学、入学の決定をするという流れになるわけですが、その就学や転学相談の各段階、医師の面談ですとか学校見学や面談、これはお医者さんとの面談以外にも心理の方もいらっしゃいますので、そういった各段階において、それぞれの担当部署と個別に連絡を保護者の方にはとっていただかなければならない。担当される部署が別々です。学校は学校に連絡をしていただいて、そして、最初の日程調整は学校に来ていただいてと。あるいは心理の先生や何かとの面談の設定はまたそれぞれの指定があるというような、非常に複雑な連絡をしていただかなければならない。最近はお仕事されていらっしゃる方も多かったですりする中で、非常に煩雑であると、なかなか仕組みがわからないというようなご不満も強かったです。

また、申し込み後、判定会議以降のお話なんですけれども、結局、その判定会議というものの結果を保護者に面談等で通知をする際に、判定会議の委員長をお願いをしているところです。その就学相談委員会の委員長は、実際には面談したことがない方で、そういう方が判定結果を面談で通知すると申しまして、内容がわからない中で客観的な判断しただけですので、お子さんの個別の細かい事情というのは一度も聞いたことがない。踏み込んだお話ができないです。そういった中で、詳しいアドバイスや質問への対応というのも非常に困難を極めますので、保護者の方等の意向とその判定結果がマッチしているときに

はいいですが、必ずしもそうではない場合、理解が得られなく、結果的には就学先の決定という部分で判定会議どおりにならないというようなことも出てくる一つの要因にはなっていると考えられます。

また、就学後のフォローということでは、学校が中心になるということで、就学相談にかかったときの話と学校との繋がりが非常に希薄になってしまうと。なるべくこちらもお伝えをするわけですが、やはりどうしても相談体制というところでは一連の流れになっていないものですから、就学前と就学後というのがそれぞれで独立しているというような今の組織体制ですので、非常に難しいです。また、就学後にミスマッチというようなことがあった場合のフォローということも、学校側としてしっかりとした体制を確立して欲しいというお声が寄せられているという状況がございました。

委員長 ありがとうございます。

今のような問題点が、先程の指導室長のほうから話された中で、教育センターの中で、本当はそのようなところが追加されて、スムーズにいくというような解釈であるということでのいいのでしょうか。いわゆる相談の拠点としては、教育センターの中にそういうものを作っているというふうに捉えております。後はその事務の流れを整理していく必要があると、このように思っております。他にはいかがでしたか。

城所委員 先程からの質問の内容で、特別支援教育の事業の充実というのは非常に大きな課題であるというのによくわかりました。最近、学校訪問に行きますと、各校とも若手の教員が増えているというようなお話をよく聞きます。特別支援教育の担当教員、あるいは若手の教員を含めて、この研修のニーズというのは、今、どういうところにあるのでしょうか。

委員長 指導室長。

指導室長 特に若い先生方は、非常に子どもに寄り添おうとし熱心で、情熱を持っていらっしゃいますので、例として、教室を飛び出す注意欠陥・多動性のお子さんが出た場合、例えば、若い先生だと、一生懸命、そのお子さんを追いかけて教室に入れようとしたときには力づくで、というと大げさになりますけれども、肩を持って教室へ移動するわけがございませうけれども、実際、その専門的な医療、養育の分野からすれば、そういったことは逆にそのお子さんが教室に入りづらくなったり、入りたくないというような感情になってしまうというようなところがございませう。そこで、そういったことを具体的な教育の中の場面、場面で若い先生方にも学んでいただいて、養成の段階で学んできた基本的な理論の部分と、実際の学校の中の組織であるとか、事業形態であるとか、指導方法であるとか、そういった点についても結びついて、より具体的に日常生活の職務に落とし込んでいけるように従来は求められているかというふうに捉えていると

ころでございます。

ただ、学校の中では、なかなかそういった時間を具体的にとって行うということも難しいところもありますし、各学校の中のコーディネーターが本来であれば、そういった役割の一部を担うというところがありますけれども、コーディネーターの専門性をまだまだ向上させていく必要性がありますので、若い先生方に直接という部分と、若い先生方をまた指導する先生方の研修、この両面から、若い先生方が育成できる体制を作っていきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。課題がたくさんありますけれど、他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第35号議案「稲城市立小中学校の特別支援教育の推進・充実に
関する基本方針について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第6 協議事項です。本日の協議事項は1件です。「稲城市立学校における給食実施日数の変更について」を指導室長より説明をお願いいたします。

指導室長 協議事項ということでご説明をさせていただく内容につきましては、小中学校における給食の実施日数を増加させるということについてでございます。その必要性につきましては、資料に述べさせていただいておりますけれども、中学校において、また、小学校においても、ここで学習指導要領が変わって、授業の時数についても増加の傾向がございます。

稲城市においては、その2番のところをご覧くださいますと、小学校では180日、中学校では173日ということで、それぞれ年間の給食を調理場で作っていただいて、小中学校はその提供を受けて給食指導をしております。

他の区市の平均ということでございますけれども、市部の平均で、小学校は186日、中学校が178日。区部、これについては主に自校式の調理場が多いということが背景にあるかと思っておりますけれども、小学校では192日、中学校では188日という数字でございます。

調理場所長とこれまで何度か相談をする中で、調理場の稼働日数については193日あるので、例えば、小学校の10日、中学校では7日程度については調理場の許容範囲として十分賄えるというようなお話をいただきましたので、各小中学校における授業日数を増やし、また、その授業の内容を充実させる観

点から、給食の実施日数について変更を図ればということでご説明をさせていただきます。

特に中学校では、例年、3年生の授業時数等が大変苦しい状況の中で、何とか学習指導要領に定められた標準授業時数をクリアする形で行っておりますけれども、例えば、昨今のインフルエンザですとか、台風であるとか、大雪であるとか、そういった状況によっては、その標準授業時数を確保することが大変困難になってくる場合も想定がされるところでございます。より余裕を持った教育課程を編成していくという観点からも、給食の実施日数を、中学校では7日程度、また、小学校では10日程度、最大にして増やすことができれば、それでゆとりを持った教育課程が編成できるということで想定しております。

小学校と中学校の日数の違いにつきましては、主に定期考査などがありまして、テストがある日については給食をとらないで下校するというようなところがダイレクトにはその日数ということになりますけれども、給食のあることによって、5時間目、6時間目という午後の授業が、小中学校がそれぞれより設定しやすいということになりますし、また、稲城市ではございませんけれども、全都の調査でも、例えば給食のない日であるとか、長期休業中はお昼を即席麺等で済ますというような子どもの数も年々増えているところがありますので、食育の観点からも、学校の給食で栄養摂取などを行って健康を保持するということだけでも意義があるかというふうに思っております。

ただし、日数を増加するという事は、イコール給食費を値上げさせていただくという観点にもなっておりますので、今後、稲城市立学校給食共同調理場運営委員会に教育委員会から諮問をしていただきまして、その答申を得るといったような形で、規則にのっとった形で、本件については進められればというふうに考えておるところでございます。

できましたら、平成24年度当初から授業日数を増やす。また、教育課程編成の段階から、こういったことを学校に情報として、余裕のある教育課程の編成を行っていただけるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。今後も、共同調理場と十分、連携・調整を行った上で、保護者の方の理解が得られる形をとっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、稲城市立学校の学校給食回数を変更することについてを事務局案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 よろしいということですね。ご異議なしということですのでよろしくお願いいたします。

次に、日程第7 「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。学校給食辞退届について、学校給食調理場所長より説明をお願いいたします。

学校給食
調理場所長

お手元に資料としてお配りしました「学校給食辞退届」でございます。

先の教育委員会、9月21日、前回の教育委員会にて協議いただきました結果でございます。この用紙を学校に配布しました。配布した用紙にて学校長により説明いただきまして、提出者にご理解をいただきます。

この辞退届の裏面ですが、5つの項目を示しております。この辞退届の要旨ですが、臨時的な措置であること。辞退に伴って、年内の給食からお弁当を持参する。また、給食費に関しましては5食分の発生がありますので、6食目より徴収停止をする。今回の場合、牛乳のみという事態ではなく、給食全体でお考えいただきたい。これらの事をご承認、ご承諾いただいた上で、この辞退届を出してもらおう。このような様式を定めましたので、報告させていただきます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員
学校給食
調理場所長

実際に、この辞退届を提出された方はいらっしゃいますでしょうか。

現在、ございません。今日、第三小学校から、1件出ているとの話がありますので、戻りましたら確認します。現時点ではないという状況で報告します。

委員長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。現在のところは無いということです。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前11時11分閉会)